

令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する栃木県地域おこし協力隊研修事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務

2 業務目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域社会を担う人材が減少している。地域の活力を生み出していくためには、地域外からの移住し地域協力活動を行う、地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の活動を充実させるとともに、地域への定着を促進する必要がある。そこで、本事業では、県内の協力隊が、限られた任期の中で充実した活動を行いつつ、退任後を見据え自らがキャリア形成を考える機会となる研修を実施することにより、協力隊の更なる活動の充実や本県への定住に繋げていく。

3 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月14日(金)まで

4 業務の内容

(1) 活動支援研修

ア 目的 協力隊が、活動する3カ年にわたって基礎となる知識やスキルの習得、活動のステップアップに向けた新たなスキルの習得を図る活動支援研修を実施することで、任期中の活動の更なる充実を図る。

イ 時間 平日の9時～16時のうち3時間程度を想定

ウ 対象 県内協力隊及び市町職員 各回30名程度

エ 内容・回数

① 初任者研修 2回（上半期と下半期）

※協力隊員により採用の時期が異なることから、2回実施。

協力隊の役割や、地方公務員としての立場を任用初期に学ぶことで、スムーズな地域協力活動につなげる研修を提案すること。

② コミュニケーション力アップ研修 1回以上

協力隊は、自治体や地域の人とともに活動し、事業を展開する業務であることから、円滑なコミュニケーションを図ることができる技術を習得する研修を提案すること。

③ 情報発信力アップ研修 1回以上

協力隊としての活動内容や活動地域を魅力的に情報発信できる技術を習得する

研修を提案すること。

オ 実施方法 対面開催

(2) 定着支援セミナー

ア 目的 起業に向けたノウハウの獲得や退任後に向けたキャリアプラン作成等を通じた定着支援セミナーを実施することで、退任後の定住を図る。

イ 時間 平日の9時～16時のうち3時間程度を想定

ウ 内容・回数・対象

① 起業セミナー・1回以上・県内協力隊及び市町職員30名程度

起業に向けた初歩的な知識やノウハウ等の習得や、事例等を学ぶことで、起業に必要な具体的な活動を促すためのセミナーを提案すること。

② キャリアプランセミナー・3回以上・県内協力隊及び市町職員90名程度

協力隊が自ら退任後の目標を設定し、その実現に向けて能力開発や資格取得など実行すべきことを明確化するキャリアプランシートの作成等を支援するセミナーを提案すること。

なお、キャリアプランシートのイメージを企画提案書に記載すること。また、当該シートは、セミナー後受入市町に持ち帰り、市町においても共有できるものであること。

エ 実施方法 対面開催

(3) 提案内容

4 (1)及び(2)を参考に開催時期、プログラム、講師、研修・セミナーの内容及び必要な実施体制を提案すること。

(4) 会場及び使用設備について

- ・ 4 (1)及び(2)については、栃木県庁舎（宇都宮市）の会議室等（使用料無料）にて開催すること。
- ・ 栃木県庁舎のスクリーン、プロジェクター及び音響等の庁舎設備についても、乙は、無料で使用することができる。

(5) 全体管理業務

乙は、各研修及びセミナーの企画、全体運営、研修会及びセミナーの講師の選定及び日程調整、参加者のフォローアップ等、事業実施に必要な全ての業務を実施する。ただし、研修及びセミナーの開催に当たっての準備から当日までの実施体制について、甲に一定の役割分担が発生する場合は、その内容を企画提案書に示すこと。

(6) スケジュール

次のとおり想定している。詳細な日程については、甲と乙で協議の上、決定する。

区分	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) 活動支援研修			契約締結 ・ 内容協議										実績報告	
エ-① 初任者研修	2			①						②				
エ-② コミュニケーションカアップ研修	1							○						
エ-③ 情報発信カアップ研修	1								○					
(2) 定着支援セミナー											○			
エ-① 起業セミナー	1													
エ-② キャリアプランセミナー	3				①	②					③			

5 業務委託費の支払い等

- (1) 委託費は1,164,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

6 実績報告書等の提出

業務に当たり、下記の報告を提出すること。

- (1) 進捗状況報告
業務の進捗状況や結果について、月1回以上、記録（任意様式）を作成し、甲に報告すること。
- (2) 実績報告書の作成及び提出
本事業完了後、「実績報告書」（任意様式）を作成の上、紙媒体及び電子データで甲に提出すること。

7 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
- (4) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (5) 乙は、本事業を円滑に履行するための実施体制を整えること
- (6) 事業の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については、甲と乙が協議の上解決を図るものとする。
- (7) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画書に役割分担等を記載すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注 1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。